

○証券及び金融問題に関する特別委員会

・内閣提出法律案（一件）

番号	件名	議院		衆議院		備考			
		先議院	提出日	委員会付託	委員会議決		委員会付託	委員会議決	
4	証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、 九、一八	三、 九、三〇	三、 一〇、二一〇、三	三、 九、二〇	三、 九、二六	三、 九、二七	三、 九、二〇 衆本会議趣旨説明 九、三〇 参本会議趣旨説明

<p>証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）</p> <p>要旨</p> <p>本法律案は、我が国の証券市場の实情にかんがみ、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による補てんを禁止する等の措置を講じ、併せて外国証券業者に対しても同様の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>一、損失保証、損失補てん等の禁止</p>	<p>1 証券会社による損失保証、損失補てんを禁止し、刑事罰を適用する。証券会社による利益の保証、利益の追加も処罰の対象とする。また、証券会社が第三者を利用している場合も含めることとする。</p> <p>2 顧客が証券会社の損失保証、損失補てん行為を要求して損失保証、損失補てんを受けることを禁止し、刑事罰を適用する。顧客が利益の保証、利益の追加を要求して利益の保証、利益の追加を受けることも処罰の対象とする。また、顧客が第三者を利用してしている場合も含めることとする。</p> <p>3 証券事故（証券会社の違法又は不当な行為）による顧客の</p>
--	---

損失を償う場合には刑事罰の対象としない。

4 刑事罰の量刑

損失保証、損失補てん等を行った証券会社は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

損失保証、損失補てん等を要求して損失保証、損失補てん等を受けた顧客は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、供与を受けた財産上の利益は没収又は追徴する。

二、証券会社の取引一任勘定取引の禁止

売買の別、銘柄、数又は価格について顧客の一任を受けて行う売買取引等を禁止し、違反に対しては行政処分の対象とする。

委員長報告

ただいま議題となりました証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、証券及び金融問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場の実情にかんがみ、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、証券会社が顧客の一任を受けて行う売買取引を禁止するとともに、有価証券の取引において生じた損失を補てんする等の行為を禁止するほか、

損失補てんを行った証券会社及び損失補てんを要求する等の行為を行った顧客に対して、所要の罰則を課する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、証券及び金融問題に関する調査並びに本法律案を議題とし、総理、関係大臣等に対して質疑を行うとともに、調査事項に関して証人から証言を求めたほか、参考人に対して、質疑を行いました。

今回の証券・金融不祥事に対する国民の強い関心を背景に、各委員の質疑は終始熱心に行われ、詳細、かつ、広範多岐にわたる論議が展開されました。

その主な事項は、証券不祥事が発生した原因と背景、証券会社の営業姿勢適正化の方策、改正法による公正取引防止策の有効性、業界自主ルールと証取法との関係、公正取引に対する罰則のあり方、大蔵省の行政責任と第三者機関による検査・監視体制の確立、証券業界の寡占体制の是正策、証取法の抜本改正の必要性、暴力団の証券市場への参入防止対策等でありますが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

また、本委員会において、「証券及び金融に係る不祥事の再発

防止に関する決議」を行いましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。